

企 業 会 計

議案第63号

令和7年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	6 4 9 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	1 2 3, 0 9 0 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	3 3 7 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益	1 5 0, 1 1 7 千円
第1項 営 業 収 益	1 5, 4 8 5 千円
第2項 営 業 外 収 益	1 3 4, 6 3 2 千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用	1 2 9, 9 0 0 千円
第1項 営 業 費 用	1 1 9, 4 5 6 千円
第2項 営 業 外 費 用	9, 9 4 4 千円
第3項 予 備 費	5 0 0 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,500千円は、当年度分損益勘定留保資金等9,283千円及び当年度利益剰余金処分額19,217千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	33,100千円
第1項 他会計支出金	33,100千円

支 出

第1款 資本的支出	61,600千円
第1項 建設改良費	3,467千円
第2項 企業債償還金	57,633千円
第3項 予備費	500千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第5条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 簡易水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 26,429千円

（他会計からの補助金）

第7条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、95,161千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、19,217千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和7年度静岡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 一般病床 463床
- (2) 患者数 年間延患者数
入院 105,704人 外来 145,387人
1日平均患者数
入院 290人 外来 601人
- (3) 主要な建設改良事業 病棟改修事業 247,000千円
医療器械等購入 500,000千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 病院事業収益 11,895,300千円
- 第1項 医業収益 9,520,212千円
- 第2項 医業外収益 2,375,088千円

支 出

- 第1款 病院事業費用 12,879,000千円
- 第1項 医業費用 12,523,677千円
- 第2項 医業外費用 354,323千円
- 第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額888,976千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,909千円及び過年度分損益勘定留保資金821,067千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	790,024千円
第1項 企業債	737,000千円
第2項 出資金	37,500千円
第3項 寄附金	1,000千円
第4項 貸付金返還金	14,448千円
第5項 基金運用収入	76千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,679,000千円
第1項 建設改良費	1,144,834千円
第2項 貸付金	71,700千円
第3項 企業債償還金	461,699千円
第4項 基金積立金	767千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器保守経費 (令和7年度購入分)	令和8～13年度	300,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病棟改修事業	247,000千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
医療機器整備事業	490,000千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和7年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 6,678,777千円
(2) 交 際 費 171千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,000,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,370,000千円と定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和7年度静岡市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	1,402戸
(2) 年間総処理水量	463,904㎥
(3) 一日平均処理水量	1,267㎥
(4) 主要な建設改良事業	
農業集落排水整備事業	86,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	486,700千円
第1項 営業収益	46,634千円
第2項 営業外収益	440,066千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費用	469,000千円
第1項 営業費用	431,472千円
第2項 営業外費用	36,528千円
第3項 予備費	1,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額88,159千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額166千円、当年度分損益勘定留保資金70,488千円及び当年度利益剰余金処分別17,505千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	123,841千円
第1項 企業債	34,400千円
第2項 国庫（県）支出金	35,414千円
第3項 他会計支出金	39,027千円
第4項 負担金	15,000千円

支 出	
第1款 資本的支出	212,000千円
第1項 建設改良費	89,548千円
第2項 企業債償還金	121,452千円
第3項 予備費	1,000千円

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業	34,400千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和7年度 ただし、事業進ちょく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費
の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの
経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 50,022千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
214,767千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち17,505千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和7年度静岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	315,898戸
(2) 年 間 総 配 水 量	79,272,890㎥
(3) 一 日 平 均 配 水 量	217,186㎥
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	7,971,052千円
導送配水管布設等	11,348m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	11,975,000千円
第1項 営 業 収 益	11,332,124千円
第2項 営 業 外 収 益	637,609千円
第3項 特 別 利 益	5,267千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費 用	10,882,000千円
第1項 営 業 費 用	10,145,385千円
第2項 営 業 外 費 用	735,615千円
第3項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,320,000千円は、減債積立金1,717,856千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額664,237千円、過年度分損益勘定留保資金3,735,157千円及び当年度分損益勘定留保資金202,750千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		4,400,000千円
第1項 企業債		3,814,400千円
第2項 国庫（県）支出金		130,000千円
第3項 他会計支出金		193,517千円
第4項 負担金		62,083千円
第5項 その他資本的収入		200,000千円
支 出		
第1款 資本的支出		10,720,000千円
第1項 建設改良費		8,183,547千円
第2項 企業債償還金		2,336,453千円
第3項 投資		200,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
与 配水場外水道施設修繕事業費	令和8年度	77,000千円
城内町外配水管整備事業費	令和8年度	1,327,000千円
上下水道お客様サービスセンター電話交換機設置費	令和8～12年度	5,000千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務経費（その1）	令和8年度	5,000千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務経費（その2）	令和8年度	8,000千円
駿河区小坂中継ポンプ施設実施設計業務経費	令和8年度	30,000千円
清水区清地配水本管及び配水管切り回し工事費	令和8年度	120,000千円
葵区東草深町外導水管及び配水管布設替工事費	令和8年度	275,000千円
葵区牛妻・門屋導水管布設替工事費	令和8～10年度	2,800,000千円
丸子新田取水場3号井取水ポンプ等設置工事費	令和8年度	28,000千円
丸子新田取水場3号井電気設備設置工事費	令和8年度	60,000千円
八幡配水場空調設備設置工事費	令和8年度	11,000千円
村松配水場2号送水ポンプ等更新工事費	令和8年度	183,000千円
蒲原中配水池緊急遮断弁更新工事費	令和8年度	40,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ト水道事業	3,814,400千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和7年度 ただし、事業進ちょく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,516,049千円

(2) 交 際 費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、89,763千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,140千円と定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難 波 喬 司

令和7年度静岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	273,654戸
(2) 年間総処理水量	144,590,938㎥
(3) 一日平均処理水量	396,140㎥
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備費	10,683,613千円
下水道管渠布設等	12,745m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	22,594,000千円
第1項	営業収益	16,416,690千円
第2項	営業外収益	6,177,310千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	21,780,000千円
第1項	営業費用	20,055,650千円
第2項	営業外費用	1,723,350千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,557,000千円は、減債積立金970,928千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額675,469千円及び当年度分損益勘定留保資金6,910,603千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	11,072,000千円
第1項 企業債	8,258,600千円
第2項 出資金	434,000千円
第3項 国庫（県）支出金	2,122,058千円
第4項 他会計支出金	18,500千円
第5項 負担金	238,842千円

支 出

第1款 資本的支出	19,629,000千円
第1項 建設改良費	10,733,000千円
第2項 企業債償還金	8,896,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中島処理区外下水道管路施設新設事業費	令和8年度	400,000千円
高松処理区外下水道管路施設改築事業費	令和8年度	500,000千円
静清浄化センター外脱水汚泥収集運搬・処分業務経費	令和8年度	879,000千円
清水南部浄化センター汚泥処理棟解体工事費	令和8年度	211,000千円
大沢地区雨水渠築造工事費	令和8～9年度	1,300,000千円
瓦場町地区雨水渠築造工事費	令和8年度	160,000千円
静清処理区編入切替管渠築造工事費	令和8年度	266,000千円
中島処理区大谷1号幹線布設替工事費	令和8年度	200,000千円
渋川雨水ポンプ場機械設備工事費	令和8年度	611,000千円
渋川雨水ポンプ場電気設備工事費	令和8年度	715,000千円
高橋雨水ポンプ場電気設備工事費	令和8年度	73,000千円
中島浄化センター2号焼却設備灰ホッパ等改築工事費	令和8～9年度	1,405,000千円
静清浄化センター 管廊継手改築工事費	令和8年度	149,000千円
中島雨水ポンプ場No.3・4除塵機機械設備改築工事費	令和8年度	769,000千円
中島雨水ポンプ場No.3・4除塵機電気設備改築工事費	令和8年度	57,000千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事費	令和8年度	241,000千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事費	令和8年度	85,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,258,600千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和7年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,637,618千円
 (2) 交際費 200千円

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司